

新旧対照表

(公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン (内部の職員等からの通報))

改正案	現行
<p>公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン (内部の職員等からの通報)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 29 年 7 月 31 日</u> <u>令和 8 年 5 月 29 日最終改正</u> 消 費 者 庁</p>	<p>公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン (内部の職員等からの通報)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和 4 年 6 月 1 日</u> 消 費 者 庁</p>
<p>1. 本ガイドラインの意義等</p>	<p>1. 本ガイドラインの意義等</p>
<p>(1) 本ガイドライン改正の経緯と内容</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）は、令和 2 年改正において、公益通報対応業務従事者を定めること（法第 11 条第 1 項）及び事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとること（法第 11 条第 2 項）を事業者に義務付けることとし（常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者については努力義務）、さらに、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年内閣府告示第 118 号。<u>令和 8 年 3 月 31 日一部改正内閣府告示第 15 号</u>。以下「指針」という。）が策定された。</p> <p>指針は、事業者における公益通報対応体制等の具体的な内容について定めているところ、<u>地方公共団体における公益通報への対応体制については、指針を踏まえつつ、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」を作成し、各地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえて内部公益通報への対応体制等を含む通報への対応の在り方を定めてきた。今般、令和 7 年 6 月に「公益通報者保護法の一部を改正する</u></p>	<p>(1) 本ガイドライン改正の経緯と内容</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）は、令和 2 年改正前においては、<u>事業者（地方公共団体を含む。以下同じ。）に対し、内部公益通報への対応体制整備を義務付けてはいなかったところ、地方公共団体における内部通報への対応体制については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成 29 年 7 月 31 日。以下「地公体向けガイドライン（内部通報用）」という。）を作成し、各地方公共団体は、同ガイドラインを踏まえて内部公益通報への対応体制等を含む通報への対応の在り方を定めてきた。</u></p> <p><u>令和 2 年 6 月に成立した「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 51 号）により改正された法</u>において、公益通報対応業務従事者を定めること（法第 11 条第 1 項）及び事業者内部における公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとること（法第 11 条第 2 項）を事業者に義務付けており（常時使用する労働者の数が 300 人以下の事業者については努力義務）、さらに、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めた「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年内閣府告示第 118 号。以下「指針」という。）が策定された。</p> <p>指針は、事業者における<u>内部</u>公益通報対応体制等の具体的な内容について定めており、<u>地公体向けガイドライン（内部通報用）が定める事項と重複しているため、同ガイドラインに指針により新たに義務付けられた事項を付記する等、指針との整合性を確保するために必要最小限の修正を行い、その他の事項については同ガイドラインの規定をそのまま維持している。</u></p>

改正案	現行
<p><u>法律」(令和7年法律第62号)が公布され、これに伴い指針も改正を行ったことを踏まえ、指針の改正との整合性を確保するため、本ガイドラインについても、指針の改正内容を踏まえた改正のほか、必要最小限の修正を行った。</u></p> <p>地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえながら、各地方公共団体の実情等も勘案し、法及び指針が求める措置を講ずる必要がある。また、指針が求める事項の検討に当たっては「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」(令和3年10月13日消費者庁。<u>令和8年3月31日最終改正</u>。以下「指針の解説」という。)も踏まえる必要がある。</p> <p><u>なお、本ガイドラインは、地方公共団体の内部の職員等からの通報及び相談に関する各種の措置や対応等を記載しているものであるが、指針及び指針の解説にも明記されているとおり、例えば、組織の長その他幹部からの独立性の確保や利益相反の排除、不利益取扱いの防止及び範囲外共有・通報妨害・通報者探索の防止措置等については、内部公益通報以外の公益通報に対する対応においても、同様の措置等を取る必要があることに特に留意されたい。</u></p> <p><u>加えて、令和7年6月の法改正により、公益通報を理由として分限免職又は懲戒処分が行われた場合、任命権者であるか否かを問わず、実質的な意思決定をした者やそれに関与した者が罰則の対象になり得る(ただし、形式的に分限免職又は懲戒処分の意思表示をした者が直ちに罰則の対象となるわけではない)ことにも特に留意されたい。</u></p>	<p>地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえながら、各地方公共団体の実情等も勘案し、法及び指針が求める措置を講ずる必要がある。また、指針が求める事項の検討に当たっては「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」(令和3年10月13日消費者庁。以下「指針の解説」という。)も踏まえる必要がある。</p>
(2) 内部公益通報制度の意義 (略)	(2) 内部公益通報制度の意義 (同左)
2. 通報対応の在り方	2. 通報対応の在り方
(1) 内部公益通報対応体制の整備及び運用 ① (略)	(1) 内部公益通報対応体制の整備及び運用 ① (同左)
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
④ (略)	④ (同左)
(2) 総合的な窓口の設置 ① (略)	(2) 総合的な窓口の設置 ① (同左)
② 各地方公共団体は、職員等から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱い、その他通報に関連する質問・相談に応じる窓口(以下	② 各地方公共団体は、職員等から寄せられる、内部公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱い <u>(通報又は相談をしたことを理由として行われる懲戒処</u>

改正案	現行
「相談窓口」という。)を設置し、これらに対応する。	<u>分その他不利益な取扱い(嫌がらせ等の事実上の行為を含む。)をいう。以下同じ。)</u> 、その他通報に関連する質問・相談に応じる窓口(以下「相談窓口」という。)を設置し、これらに対応する。
③ (略)	③ (同左)
④ (略)	④ (同左)
⑤ (略)	⑤ (同左)
<p>(3) 公益通報対応業務従事者の配置及び育成</p> <p>① 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定める。</p>	<p>(3) 公益通報対応業務従事者の配置及び育成</p> <p>① 各地方公共団体は、内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者を、<u>公益通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)</u>として定める。</p>
<p>② 各地方公共団体は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くこと<u>(それに伴い法第12条に定める守秘義務が課されること及び法第22条に定める罰則の適用対象となり得ることを含む。)</u>が従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。</p>	<p>② 各地方公共団体は、従事者を定める際には、書面により指定をするなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定める。</p>
③ (略)	③ (同左)
<p>④ 各地方公共団体は、従事者に対し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行い、<u>公益通報対応業務の内容及び</u>公益通報者を特定させる事項の取扱いについては特に十分に教育を行う。</p>	<p>④ 各地方公共団体は、従事者に対し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行い、公益通報者を特定させる事項の取扱いについては特に十分に教育を行う。</p>
<p>(4) 範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底</p> <p>① 各地方公共団体は、職員等(法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②及び③においても同じ。)が範囲外共有を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。</p>	<p>(4) 範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底</p> <p>① 各地方公共団体は、職員等(法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。②においても同じ。)が<u>公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること(以下「範囲外共有」という。)</u>を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済・回復の措置をとる。</p>
<p>② 各地方公共団体は、職員等が、<u>法第11条の2第1項の規定による正当な理由がある場合を除いて、通報妨害行為を行うことを防ぐための措置をとる。</u></p>	(新設)
<p>③ 各地方公共団体は、職員等が、<u>法第11条の3の規定による正当な理由が</u></p>	<p>② 各地方公共団体は、職員等が、<u>公益通報者を特定した上でなければ必要性</u></p>

改正案	現行
<u>ある場合を除いて</u> 、通報者探索を行うことを防ぐ措置をとる。	<u>の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて</u> 、 <u>公益通報者を特定しようとする行為</u> （以下「 <u>通報者の探索</u> 」という。）を行うことを防ぐ措置をとる。
④ ①から③までに加え、各地方公共団体は、秘密保持及び個人情報の保護のために次の事項を徹底する。 ア. (略) イ. (略)	③ ①及び②に加え、各地方公共団体は、秘密保持及び個人情報の保護のために次の事項を徹底する。 ア. (同左) イ. (同左)
⑤ (略)	④ (同左)
(5) 利益相反関係の排除 ① (略)	(5) 利益相反関係の排除 ① (同左)
② (略)	② (同左)
(6) 通報対象の範囲 各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口では、以下の通報を受け付ける。 ア. 当該地方公共団体（当該地方公共団体の事業に従事する場合における職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含む。））についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）	(6) 通報対象の範囲 各地方公共団体が設置した内部公益通報受付窓口では、以下の通報を受け付ける。 ア. 当該地方公共団体（当該地方公共団体の事業に従事する場合における職員等（法第2条第1項に定める「代理人その他の者」を含み、退職者は除く。））についての法令違反行為（当該法令違反行為が生ずるおそれを含む。）
イ. (略)	イ. (同左)
(7) 通報者の範囲 ① (略)	(7) 通報者の範囲 ① (同左)
② (略)	② (同左)
(8) 匿名による通報の取扱い (略)	(8) 匿名による通報の取扱い (同左)
3. 通報への対応	3. 通報への対応
(1) 通報の受付 ① (略)	(1) 通報の受付 ① (同左)

改正案	現行
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
④ (略)	④ (同左)
(2) 調査の実施 ① (略)	(2) 調査の実施 ① (同左)
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
④ (略)	④ (同左)
(3) 調査結果に基づく措置の実施等 (略)	(3) 調査結果に基づく措置の実施等 (同左)
(4) 通報者への是正措置等の通知 ① (略)	(4) 通報者への是正措置等の通知 ① (同左)
② (略)	② (同左)
(5) 関係事項の公表 (略)	(5) 関係事項の公表 (同左)
(6) 是正措置等の実効性評価 (略)	(6) 是正措置等の実効性評価 (同左)
(7) 意見又は苦情への対応 (略)	(7) 意見又は苦情への対応 (同左)
4. 通報者等の保護	4. 通報者等の保護
(1) 通報者等の保護 ① (略)	(1) 通報者等の保護 ① (同左)
② 各地方公共団体は、通報者等に対し不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その	② 各地方公共団体は、通報者等に対し不利益な取扱いを行った者に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その

改正案	現行
<p>他適切な措置をとる。範囲外共有、<u>通報妨害行為及び</u>通報者探索を行った職員等、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員等<u>並びに</u>知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員等についても同様とする。</p>	<p>他適切な措置をとる。範囲外共有<u>や</u>通報者<u>の</u>探索を行った職員等、正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員等<u>及び</u>知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員等についても同様とする。</p>
<p>(2) 通報者のフォローアップ (略)</p>	<p>(2) 通報者のフォローアップ (同左)</p>
<p>(3) 職員への救済制度の周知 (略)</p>	<p>(3) 職員への救済制度の周知 (同左)</p>
<p>5. その他</p>	<p>5. その他</p>
<p>(1) 通報関連資料の管理 (略)</p>	<p>(1) 通報関連資料の管理 (同左)</p>
<p>(2) 職員等への周知 ① 各地方公共団体は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員等に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、指針及び本ガイドラインの内容、当該地方公共団体における内部公益通報受付窓口、内部公益通報対応体制等<u>(指針第4.3(3)イからリまでに定める事項を含む。)</u>について、全ての職員等に対し、十分に周知・<u>啓発</u>する。</p>	<p>(2) 職員等への周知 ① 各地方公共団体は、幹部職員等のリーダーシップの下、職員等に対する定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法、指針及び本ガイドラインの内容、当該地方公共団体における内部公益通報受付窓口、内部公益通報対応体制等について、全ての職員等に対し、十分に<u>教育</u>・周知する。</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (同左)</p>
<p>(3) 協力義務 ① (略)</p>	<p>(3) 協力義務 ① (同左)</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>(4) 通報対応の評価及び改善 ① (略)</p>	<p>(4) 通報対応の評価及び改善 ① (同左)</p>
<p>② (略)</p>	<p>② (同左)</p>
<p>(5) 消費者庁の役割 ① (略)</p>	<p>(5) 消費者庁の役割 ① (同左)</p>

改正案	現行
② (略)	② (同左)
③ (略)	③ (同左)
(6) 都道府県の役割 (略)	(6) 都道府県の役割 (同左)
<u>改正履歴</u> <u>平成 29 年 7 月 31 日 制定</u> <u>令和 4 年 6 月 1 日 一部改正</u>	(新設)